

# 契約約款の改正について

## 1 改正内容

### (1) 遅延利息について

公共工事標準請負契約約款に定める遅延利息（前払金の返還・履行遅滞損害金等）の率は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の第8条による財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を採用することとしており、平成29年4月1日から2.7%（平成29年3月3日財務省告示第53号）となっているため、契約約款に定める率を現行の2.8%から2.7%に改正する。

### (2) 前払金の特例措置の継続について（広島高速道路公社建設工事請負契約約款のみ）

#### ア 特例の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに払出しが行われるものとします。

#### イ 特例措置の対象となる現場管理費と一般管理費等の範囲及び上限

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

#### ウ 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに既に請負契約を締結した工事、若しくは平成29年4月1日以降、既に改正前の建設工事請負契約約款により請負契約を締結した工事、又は契約手続き中の工事については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに払出しが行われる前払金があるものについては、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用するものとします（様式1を公社に提出）。

## 2 改正する契約約款

- (1) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款
- (2) 広島高速道路公社調査・設計業務等委託契約約款
- (3) 広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）
- (4) 広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）長期継続契約用
- (5) 広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）
- (6) 広島高速道路公社委託契約約款（管理業務）長期継続契約用
- (7) 広島高速道路公社現場技術業務委託契約約款

## 3 適用対象

- (1) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款  
平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- (2) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款以外の約款  
平成29年4月13日以降の公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。